

「記恩ヶ丘の会」 会則

(制定2017年07月09日)

(改正2019年04月05日)

第1条 (名称)

本会は、「記恩ヶ丘の会」(きおんがおかのかい)と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所を、代表宅に置く。

第3条 (会員)

原則として神奈川県立横須賀中学校(横中)、同 横須賀高等学校(横高)の卒業生及びこの各校に在籍し、本会の趣旨を理解し、賛同した者によって組織する。

- ・正会員
- ・メール会員 (どなたでも登録できます・無料)

第4条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、横中・横高に関連した人たちの自由闊達な情報交換の場、発表の場を提供し、地域関係者(横須賀市・逗子市・葉山町・三浦市・横浜市を含む)との交流と親交を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

第5条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う

1. 本会の目的を達成するためにホームページ(記恩ヶ丘ホームページ)を運営する。
2. ホームページに掲載する記事執筆のための見学会、取材等を企画し実施する。
3. 横中・横高に関連した人たちから寄せられた活動及び研究の成果を公表する。
4. 横高や地域に関する調査や研究を行い成果を公表する。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事項を行う。

第6条 (禁止事項)

本会は、次の行為を禁止する。

1. 政治・宗教に関する行為
2. 誹謗や中傷をする行為
3. 営利を目的とする行為
4. 個人情報公開する行為
5. 反社会的な行為。

第7条 (役員)

本会運営のために次の役員を置く。

- ・代表 1名
- ・副代表 若干名

- ・会計 1名
- ・監査役 1名

2 各役員の職務は次のとおりとする。

- ・代表は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。
- ・副代表は、代表を補佐し、事故等で代表が責務を遂行できない時は、これを代行する。
- ・会計は、本会の会計を掌握する。
- ・監査役は、本会の会計、運営を監査する。

なお、この会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条（会議）

本会の会議は、年1回開かれる総会と、第7条に記載の役員による役員会とする。また、必要に応じて臨時総会、委員会、特別委員会を開くことができる。

第9条（定足数）

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

第10条（運営）

本会の運営は、正会員から徴収する年1000円の会費をもってあてる。必要に応じて、役員決議を経て臨時会費を徴収することができる。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

第13条（細則）

1. 本会運営に関し必要な事項を細則で定めることができる。
2. 細則については、役員会の決議を経て代表が定める。
3. 代表が総会で決議が必要と認めた場合は、役員会で承認し総会で決議する。

第14条（法令の順守）

本会は、個人情報保護法など、関係する法令に十分に留意し順守する。

付則

この会則は、2017年7月9日から施行する。

改正履歴

- ・制定2017年07月09日
- ・改正2017年10月08日（禁止事項追加）
- ・改正2018年09月01日（新規会員募集中断解除）
- ・改正2019年04月05日（メール会員追加）